

## 平成27年第6回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年5月26日（木） 13：30～15：20
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 武本委員長・田口委員長職務代行・山本委員・栗原委員・  
浅井教育長・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・  
管理課長兼生涯学習課主幹・学校教育課長・生涯学習課長・  
体育振興課長・人権教育推進室長
- 4 傍聴者 なし

委員長 : それでは、第6回の相生市教育委員会定例会を始めさせていただきます。  
月によってなかなか寒かったりして、体調を崩されている方もいらっしゃるようですが、健康に留意して頑張ってくださいと思います。それでは、議事録署名委員は山本委員さんをお願いします。

山本委員 : はい。

委員長 : 事務局より出席職員の報告をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : 両教育次長、各課長、管理課企画総務係書記が出席しております。以上でございます。

委員長 : それでは次に経過報告を教育長よりお願いいたします。

教育長 : それでは、4月30日の第5回教育委員会定例会以降の、主な経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。  
(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 4/30 平成27年度第1回相生市総合教育会議
- 5/1 相生市地域創生推進本部会
- 5/3 ターゲットバードゴルフ瀬戸内選手権
- 5/11 修学旅行(双中・矢中)
- 5/11 相生っこ学び塾(国語・算数)開講(相小・那小)
- 5/11 放課後子ども教室開講
- 5/12 修学旅行(那中)
- 5/12 放課後子ども教室開講
- 5/13 相生っこ学び塾(国語・算数)開講(双小・矢小)
- 5/14 手をつなぐ育成会総会
- 5/15 生活困窮者自立支援連携会議
- 5/15 校長目標管理面談(～22日)
- 5/18 市議会(臨時会)
- 5/20 相人同教理事会・総会
- 5/21 定期監査
- 5/22 相生の教育を語る会
- 5/24 仮称・相生市文化会館企画委員会(全大会)
- 5/25 定例園長会

委員長 : ありがとうございました。経過報告について何か質問はありますか。

委員 : 20日の所の相人同教理事会で、同和の同をなくすとおっしゃられたのですが、この理事会の同というのは同和の同ではないのですか。

教育長 : そうです。

委員 : では、その名前も変わりますか。

教育長 : かわります。

人権推進室室長 : これまで相生市人権・同和教育研究協議会という名前だったものが相生市人権教育研究協議会という人権一括という形になっております。

教育長 : 基本的な考え方は変わっておりません。  
次回からの表現として、相人教理事会ということになります。

委員長 : これに限らず、同和という言葉はもう消していくということですか。

人権推進室室長 : 市で取り組んでいる事業につきましてはそうなります。

夏の人権の集いや、すでに人権という名前だけになっている市民人権学習などありますが、名称の部分だけが残っていたかなと思います。相人同教協議会につきましても西播磨地区、それから県、全国全ても人権の名称変更が終わっている段階で、それに合わせるという段階でございます。

教育長 : 最終的には20日の理事会総会で名称の変更が決まった訳でございますが、そこに至るまでは1年間をかけまして、調整した上で20日の総会にかけたということでございます。

委員長 : 他、ございませんか。無いようですので、議事に入らせていただきます。  
報告事項『報告第23号 平成27年度における相生市立小中学校適正配置計画に基づく方針について』をお願いします。

#### 【非公開事件】

委員長 : ありがとうございます。それでは、報告第23号について、何か質問等がございましたらどうぞ。

委員 : 特にございません。

委員長：それでは、特に無いようですので、報告第23号は了承したということにいたします。次に『報告第24号 相生市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について』をお願いします。

学校教育課長：(提出議案に基づき説明)

委員長：何か質問等ございませんでしょうか。特に無いようですので、報告第24号は了承したということにさせていただきます。  
提出議案のその2の議決事項、『議第16号 相生市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について』をお願いします。

生涯学習課長：(提出議案に基づき説明)

委員長：議第16号について、何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：今の市民会館の大きさが、概ねスライドする感じでよろしいでしょうか。

管理課長兼生涯学習課主幹：若干、会議室等の大きさは小さくなったりします。今の中ホールよりも、少し小ぶりになっています。大きさに関してはその様な感じですが。

教育長：今の市民会館に比べて、使用料は高くなっているか安くなっているのかどちらですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：現在の市民会館の使用料と比較しますと若干、今回の新しいホールの使用料は高くなっております。これは、新しくなったということもありまして、そのあたりはご了承いただきたいと思っております。

委員：大ホールは1年前から予約ができるということでしたら、今の時点で予約が出来るということですか。

生涯学習課長：使用の申し込みにつきましては、参考資料その2の第10条第2項第1号の3行目くらいの所にあるのですが1年前にあたる日の属する月の同日からという記載になっておりますが、まだこの規則は決まっておりません。決まりましてから実際こちらの申し込みはスタートするのですが、市民の皆様方への周知を考えますと1年前というのは来ておりますので、最初につきましてはイレギュラーな形になりますが、半年前になるか、これからの進捗状況によりまして、それから半年後申し込みをするといった

形になっていくと思います。今回の条例、規則が整いましてからしっかりと周知をして、それから募集にかかっていたいと考えております。こちらの規則の予定でいきますと、大ホールは1年前から、それ以外の市民会館機能の方の貸館に関するものについては6か月前からということで進めようと考えている所でございます。

委員長 : 他の自治体の管理や規則に関する資料は参考にされましたか。

教育次長 (管) : 赤穂市、たつの市を中心にそれ以外の施設等についてのバランスもっております。使用料の根拠は生涯学習課長が申し上げたとおり、建設費やランニングコストから算出しておりますが、その上で特に赤穂市、たつの市等のバランスを配慮しております。厳密に申しますとたつの市の赤とんぼ文化ホール、赤穂市の文化ホールに比べると若干相生市の方が安い設定になっております。それは結果でございます、あちらの方が席数等が多いので、その分が結果として安くなったのかなという風に分析をしております。  
相生市民にとっては非常に良いことなのかなと考えております。  
根拠無しに安くした訳ではございません。

委員 : 今、席数の話が出ましたが、例えば30人使えるという部屋で35人出席があって、椅子を隣から借りるといったことをすると、消防法で引っかかってしまったりすると思うのですが、そういった対策等はなされているのでしょうか。それと、冷房は6月1日からと記載されていますが、今日も暑いですね。そういう臨機応変というのは考えられるのかどうか。暖房も冷房もですが、その日によって今日はいらぬとか、そうすると費用は、暖房費とか冷房費とかいう様な、ものがこれについてはいいのではないのでしょうか。そのあたりをご説明ください。

生涯学習課長 : まずは、消防法の関係につきましては、大ホールは椅子の固定がされております。定員以上の人数を入れるということは、消防法の兼ね合いで非常に厳しくなっているということは聞いております。なお、会議室につきましては、会議状況等によってある程度椅子だけという様なケースもあると思います。冷暖房に関しましては、規則の参考資料その2の資2-11のところでございますが、第30条で冷暖房の使用期間というのを示させていただきます。冷房については6月1日から9月30日まで、暖房については12月1日から3月31日までですが、上の所に記載されています様に、ただし気象条件等により変更することができるということが書いてあります。現在の市民会館につきましては、冷暖房費は使用料の

中に組み込まれております。福祉会館は現在別になっております。今回の文化会館につきましては議案書の2-9の一番後ろのページになりますが、備考欄の2に冷暖房の使用料は、基本使用料に5割を乗じて得た額を加算するとありますので金額的な影響はあります。使用期間以外に暑くなることも想定されますので、使用することはできるのですが、使用料に反映されることとなりますのでしっかりと利用者の方にもご説明をしなければならぬということがございます。

委員長 : 資料2のように使用許可の申請等いうところですが、申請があつてそれについて許可するということですがけれども、あらかじめ申請する人について、こういう人は受け付けないというのは記載しなくていいのでしょうか。

教育次長(管) : 反社会勢力、暴力団でございますけれども、これは別途暴力団排除に関する条例というのが、相生市で制定されておまして、その条例がこの施設だけではなく全施設に配慮するということが謳っております。本条例上では謳っておりませんが、その条例に基づいて暴力団等の関係者の方については排除、受け付けないということが警察との連携の中でしなければならぬことになっております。

委員長 : 反社会的勢力だけではなく、その範疇に入らないという懸念があるんですね。使用目的が好ましくないというのが出てくるかもしれない。そういう方に関しては一文を付け加えるべきではないかと思うのですが。

生涯学習課長 : 議案その2の2-6ページでございます。第10条のところで使用の制限というのがございまして、教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるときというのがあります。それと合わせまして規則の方では資料2-10ページになりますが、第26条の方は入館の制限というものを設けております。いわゆるこういった方は入館を禁じたり退館を命じますといったことを記載しております。他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為であったりとか、許可なくして物品の販売だったりとか、こういった内容に該当する場合は、民間も制限します。ですから使用の制限と入館の制限を掲げる様な形は致しております。先ほど教育次長(管)が申しあげました暴力団という様な事も対応に当たってくるということでございます。

委員長 : わかりました。他はございませんか。

委員：議案その2の2-9ページの下の5番のところに準備又は練習のために使用するときは、基本使用料の5割に相当する額を徴収するというのは、リハーサルとかで使う場合のことだと思うんですけども、リハーサルで舞台設備を整えてそのまま次の日まで置かしてもらう場合も可能でしょうか。

生涯学習課長：準備の関係でリハーサルをしてそのまま置いた状態で次の日を迎える様な場合につきましては、これは舞台しか使いませんので舞台のところの使用料は5割になります。そのまま置いた状態でその次の日を迎えることは可能でございます。ただ、ピアノの発表会でピアノの備品をリハーサルで使う場合は、使用料は全額かかりますが、会場費は5割だけ。客席を使わないという前提で5割となります。置きっぱなしも可能ということになります。

委員長：他はございませんか。

委員：ざっくりと全体の話で、新しく文化会館を作ることによって今の市民会館を使用している教室等は、大方移るだろうし、他市へ行っていたり他の施設を使用している人たちをここへ呼び込めるだろうという様な読みをしているのでしょうか。それとも、今のままスライドという感じですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：今利用していただいている方は、おそらく来ていただけるだろうと、それから色々な事業を展開していきますので新たな方も潜在的な利用者の方も、新たに開拓していけるだろうと思っております。部屋特性によりましては、先ほど話がありましたが、練習室とかでドラムをたたいたり、そういった公共施設での利用のところがこの近隣にはどこにもありませんので、そういった方の利用増というのは、単純にプラスで見込めるのではないかなという風に考えております。

委員：それはこの2つあるスタジオのことですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：はい、そうです。録音ができる機材を置いたり防音の部屋になりますので、近隣では姫路の民間の施設しかありませんので、周辺のバンドをする方などが、いらっしゃるのではないかと思います。利用料に関しましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、取得価格に対する基準と維持管理経費に対する基準ということなので部屋の大きさによってそういった料金が変わってきます。備品の話ですが、備品を使うことによってまた金額が上がってきますので、部屋代は若干安めですが実際に使われる時はもう少し高くなるということです。

委員：外から機材を持ち込むことは可能ですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：はい、大丈夫です。

委員：もう少しだけ質問ですが、例えば何かの団体に講演会をしました、そのあと、懇親パーティーでもしましょうかという場合に外部からケータリングみたいな食事を持ち込んで食べるのは可能でしょうか。

管理課長兼生涯学習課主幹：大ホールに関しての飲食は禁止ということは決めておりますが他の施設に関しては、まだ具体的には決めておりません。小ホールということで小さめのライブハウスの様な活用ができる場所があります、そういったところでは飲食の許可もやむを得ないかなというように今のところは考えております。これは、確定したものではございません。そのあたりまた十分に検討していきたいと思っております。

生涯学習課長：先ほど管理課長が申しあげましたとおり、小ホールそれから練習室第1スタジオにつきましてはデッキ部分の方になります。こちらであれば駐車場からすぐですので比較的バンドやライブといった使い方の中で、同じデッキのところにカフェ等のテナントのスペースもございますので、そういったところとの連携も図っていただければ相乗効果も図れるのではと思っております。

委員：中ホール分割1、2とあるのですが、分割するものはどういったものがあるのでしょうか。

管理課長兼生涯学習課主幹：パーテーションがあります。可動間仕切りがあります。

委員：例えば、片方で音の出ることをして、片一方で何かした場合というのは許可が下りないことがありますか。

管理課長兼生涯学習課主幹：そのあたりは両者の調整になってくるのですが、同時利用というのは、できるだけ音が出る場合は避けなければいけないと思うのですが。

委員：例えば、話だけでもパーテーションだけだったら声が入りませんか。

生涯学習課長：パーテーションといいながら可動間仕切りですので壁がビシッと切っているような形になります。壁の近くであれば声が多少聞こえるかも



しれませんが、部屋として間引く形でございますので普通の話くらいであれば大丈夫だと考えております。

委員長 : 他ございませんか。

委員 : 第1スタジオの使用料のところ、15～17時で済むのに次が18時からという、この1時間の間は何でしょうか。

生涯学習課長 : この1時間につきましては、昼から夜の使用ということで一旦休憩を取らせていただいております。といたしますのが、職員の方の勤務時間等の関係も通常でございますので、この1時間は使用できないということになっております。

委員長 : 他に質問等ございますか。特に無いようですので、議第16号は議案通り可決させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員 : はい。

委員長 : では、原案どおり議決させていただきます。それでは次にその他の方に入りまして、『4月分の学校事故発生状況報告、不登校等の状況報告、いじめの現状報告』をまとめてお願いします。

学校教育課長 : (提出資料に基づき説明)

委員長 : ありがとうございます。それでは、この4月分の学校事故発生状況報告、不登校等の状況報告、いじめの現状報告の3項目についてについて、何か質問等がございましたらどうぞ。特に無いようですので、次に移らせていただきます。仮称・相生市文化会館についてお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : (提出資料に基づき、主だったものを報告)

委員長 : はい、ありがとうございます。相生市文化会館について、何か質問等ございませんか。

委員 : 私たちが見学に行かせていただくことはできますか。

管理課長兼生涯学習課主幹 : 工事の状況を見ながらですけれども、また時期等を考えて調整をさせていただきたいと思っております。

委員長 : また、状況を見てお願いします。他に何かございませんか。特に無いよう  
ですので、次の相生市人権・同和教育研究協議会、相生市人権・同和教育  
推進協議会の名称変更についてお願いします。

人権教育推進室長 : (提出資料に基づき、主だったものを報告)

委員長 : はい、ありがとうございました。何か質問等ございませんか。

委員 : すみません、どう違うのでしょうか。

人権教育推進室長 : まず、上にあります、研究協議会となっておりますものについて  
は学校教育に関係する部分で、所属団体の方も先生になっております。下  
の推進協議会につきましては、市民人権学習など社会教育について取り組  
んでいく協議会でございます、こちらにつきましては各種団体、企業、  
医療等様々な団体から構成されております。

委員 : 大体、他市もそうですか。学校教育と社会教育を分けてるところは多いの  
でしょうか。

学校教育課長 : 他市も同様の組織を大体持っております。1つは社会教育系の市町に  
よりましては民主化促進協議会という様な名称のところもあります。1つ  
は市をあげての大きな組織、もう1つは学校の教員を中心とした研究組織  
という様な位置づけであります。研究組織につきましては先ほど室長の方  
から説明がありましたが、西播磨地区、県、全国といった様な組織がず  
っと繋がって研究をつなげていくという形をとっております。

委員 : それぞれ、学校教育、社会教育が県の方まで上がっていくということですか。  
か。

学校教育課長 : 社会教育の方につきましては、市それぞれの特性がありますので、全  
国の組織というものはございません。学校教育の方につきましては全国組  
織の方に繋がっています。

委員長 : これは、名称変更ということですが、人権や同和の教育研究とか推進とい  
うことについて中身そのものも変わってきているということですか。後追  
いで名称が変わっているのか、名称を変えて中身を変えていくのかどちらで  
しょうか。

学校教育課長：特別法が終了した段階で人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が平成12年に成立しておりますけども、これまで続けていた同和教育が薄れてしまったり、培ってきたものが失われてしまうのではないか、という様な危惧もありました。多くの団体においてすぐに同和ということを外してしまう様なことはしておりませんでした。人権教育の中にいろいろな課題も出てきておりますので、それらも含めながら人権教育を進めてきた中で、人権教育の進め方、考え方が整理でき、同和問題も柱の中に位置づけながらする方法が定着してきたことで、人権・同和として同和をなくしてしまっただけではないという危惧もあまりなくなってきました。そこで人権に統合して問題ないだろうという判断が段々とされてきました。そういった状況の中で、相生市もこの機会に改正することで関係団体等にご協議させていただいた経緯がございます。

委員長：はい、わかりました。他、ございませんか。無いようですので、6月の行事予定報告に移らせていただきます。

各課長：(資料に基づき、主だったものを報告)  
6月の定例会は 6/25 (火) 13:30～  
7月の定例会は 7/24 (金) 13:30～

委員長：それでは、その他なにかありますでしょうか。

生涯学習課長：(第3次相生市子ども読書活動推進計画の冊子について口頭にて説明)

委員長：はい、ありがとうございます。

学校教育課長：(相生市の小中一貫教育に関してのリーフレットについて口頭にて説明)

委員長：はい、ありがとうございました。

管理課長兼生涯学習課主幹：(幼稚園教諭、給食員の採用について口頭にて説明)

管理課長兼生涯学習課主幹：(相生の教育、教育支援リーフレット、平成27年度第1回相生市総合教育会議 会議録(概要版)、他市町教育委員の異動について、Eduニュース、ペーロンのチラシを配布)

委員長：他にはございませんか。無いようですので、これで第6回の相生市定例会

を閉めさせていただきます。どうも、お疲れ様でした。

15 : 20 終了